

産業統計部会の審議状況について(報告)
(漁業センサスの変更)

資料5

項目	変更内容等	部会 審議	審議の状況
		第1回	
(1) 調査系統の変更	○ 地方農政局等を経由して行っていた調査票について、調査事務を民間委託することなどにより地方農政局等の業務負担を軽減	●	<p>・適当と整理 (地方農政局等の職員の大幅な減少により、これまでの調査系統の維持が困難である中で、これまでどおりに調査を継続するために変更するもの)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆適切な事業者の選定に留意するとともに、これまでの調査事務のノウハウを事業者に引き継ぐことも計画されており、円滑な調査実施を継続する上で適切な対応が予定されている。</p>
(2) 調査方法の変更	○ 調査員調査を主たる方法の一つとして行っている「海面漁業調査 漁業経営体調査票」について、郵送提出を追加	●	<p>・適当と整理 (円滑かつ効率的な調査票の回収を確保するとともに、統計調査員の負担軽減に資するもの)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆今回の変更全体として、地方公共団体の負担軽減に配慮されており、賛同するものであるが、郵送提出の導入により、調査票の提出先となる市区町村の業務負担増となることに留意が必要である。</p>
	○ 「海面漁業調査 漁業経営体調査票」以外の調査票について、基本的に、郵送・オンライン調査に統一	●	<p>・適当と整理 (地方農政局等の職員の大幅な減少により、これまでの調査方法の維持が困難である中で、これまでどおりに調査を継続するために変更するもの)</p>
	○ 全ての調査票において、オンライン回答の方法を、農林水産省独自の申請・届出システム(eMAFF)に統一	●	<p>・適当と整理 (農林水産関連の行政手続に係る包括的な申請・届出システムを用いることによる相乗効果で、本調査のオンライン化を図ろうとするもの)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆eMAFFは、令和3年度に本格稼働したばかりであり、報告者にとって、まだ十分になじみがないと思われることから、eMAFFでの回答方法や利便性について、よく周知する必要がある。 ◆将来的には、eMAFFを通じてなされた各種申請・届出の情報と、統計調査の回答をリンクすることで、新たな統計の作成や分析が可能になるのではないか。</p>
(3) 調査の実施期間の変更	○ 地方公共団体からの要望や、今後の民間委託化等を踏まえ、調査の実施期間を拡大	●	<p>・適当と整理 (調査系統及び調査方法の変更に連動し、引き続き円滑な統計調査の実施を確保するとともに、地方公共団体及び地方農政局等の事務負担に配慮するもの)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆調査の実施期間の拡大には賛同するが、これに伴い、地方公共団体が行う審査等の業務スケジュールが圧迫されないよう配慮するとともに、スケジュールの全体像を前もって共有してほしい。</p>
(4) 調査事項の変更	○ 利活用ニーズや制度改正等を踏まえ、調査事項を追加・変更	●	<p>・適当と整理 (調査結果の利活用上の必要性を踏まえたもの)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆個々の漁業経営体における輸出の状況把握については、これまで把握しなかったという経緯を踏まえ、今回の調査で基礎的な情報把握を行い、その調査結果を受けて、次回以降の本センサスで拡充するか、他調査での把握を考えるという将来的な方向性が示されており、統計の整備充実という観点で、望ましい姿勢だと考える。</p>

(注)部会日程

- ・第1回(第111回産業統計部会):1月11日(水)に開催
- ・第2回(第112回産業統計部会):1月下旬~2月上旬頃に書面開催予定